

大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大磯町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年6月3日提出

大磯町長 中 崎 久 雄